

使用済自動車の再資源化等に関する法律

解体・破砕業許可申請書 作成のための手引き

これは、秋田市内で使用済自動車の解体業又は破砕業を行う場合に必要な許可申請を行うための手引きです。

秋田市を除く秋田県内にある事業所で使用済自動車の解体業又は破砕業を行う場合は、秋田県知事の許可が必要です。

令和元年 1 2 月

秋 田 市

目 次

1	目的	1
2	用語の定義	1
3	許可について	1
4	許可基準について	1
5	許可申請について	2
6	許可後の手続きについて	3
	許可申請および許可取得後のフロー	5
	解体業許可基準	6
	破砕業許可基準	8
	欠格要件一覧表	10
	解体業・破砕業添付書類一覧表	12
	添付書類について	15
	解体業許可申請チェックリスト	17
	破砕業許可申請チェックリスト	22

1 目的

この手引は、本市で自動車リサイクル法における解体業および破砕業を行う場合において必要とされる登録の申請を行う際に、適正かつ円滑に行っていただくことを目的としています。

なお、本市を除く秋田県内の他市町村で解体業および破砕業を行う場合は、別に秋田県知事の許可が必要となります。

2 用語の定義

この手引において用いる用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 「法」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいいます。
- (2) 「政令」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）をいいます。
- (3) 「省令」とは使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）をいいます。
- (4) 「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。
- (5) 「解体自動車」とは使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。
- (6) 「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。
- (7) 「解体業」とは、法第2条第13項の規定による使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいいます。
- (8) 「破砕業」とは、法第2条第14項の規定による解体自動車の破砕および破砕前処理を行う事業をいいます。
- (9) 「産業廃棄物処理施設」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条で定める施設をいいます。

3 許可について

使用済自動車の解体又は破砕を行う事業者は、法に基づき、業を行おうとする事業所の所在地を管轄する自治体の許可を受けなければなりません。

なお、破砕業の許可に関し、処理能力5 t／日を超える廃プラスチック類の破砕施設を設置する場合は、産業廃棄物処理施設の設置許可が事前に必要となりますので留意して下さい。

4 許可基準について

解体業・破砕業の許可を受けるには、次の許可基準に適合していることが必要です。

- (1) 解体業・破砕業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること。

基準については別紙解体業許可基準および破砕業許可基準を参照して下さい。

※許可基準の詳細については、廃棄物対策課にお尋ね下さい。

(2) 許可申請者が欠格要件（欠格要件一覧表参照）に該当しないこと。

5 許可申請について

許可申請は、解体業許可申請書（省令様式第五）又は破砕業許可申請書（省令様式第八）に従って作成し、添付書類（添付書類一覧表参照）の「新規」に示す書類を添えて申請して下さい。

(1) 許可申請に係る事前の相談又は申請書提出については、事前に廃棄物対策課に電話で予約してからお越し下さい。

(2) 申請書の提出部数は、正本1部です。

(3) 申請書等は、日本工業規格A列4番サイズとします。ただし、図面等についてはA列3番の折り込みでも可とします。

(4) 更新申請の場合は、許可期限切れの60日から30日前までに申請を行うようにして下さい。

(5) 申請前に記入漏れ、記載に誤りがないか確認して下さい。必要書類の不足・不備がある場合、受付できないことがあります。。

(6) 印鑑は法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を使用するものとし、記載事項を訂正した場合には、必ず訂正印を押して下さい（印鑑証明の添付は不要です）。なお、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自書するものとして下さい。

(7) 許可申請の際は以下の手数料が必要となります。申請時に手数料振り込み用紙を渡しますので、金融機関等の窓口で手数料を振り込んで下さい。

・解体業の許可（新規）	78,000円
・解体業の更新許可	70,000円
・破砕業の許可（新規）	84,000円
・破砕業の更新許可	77,000円
・破砕業の事業範囲変更	67,000円

(8) 許可証の交付

申請者が許可の基準に適合していると認めた場合、申請者に許可証を交付します。なお、申請から許可までは概ね1～2ヶ月です。

不許可の処分をした場合は、理由を示した通知書を申請者に通知します。この際、申請手数料は返却されません。

(9) 標識の掲示

許可を受けた事業者は、事業所ごとに許可証もしくは下記の要件を満たした

標識を公衆の見やすい場所に掲示して下さい。

- ア 縦・横20cm以上の大きさであり、解体又は破砕業者であることを示すもの
- イ 氏名又は名称、許可番号を記載したものであること

(10) 使用済自動車（解体自動車）以外の廃棄物

使用済自動車（解体自動車）以外の廃棄物を扱う場合は、廃棄物処理法に規定する処理業の許可が必要となります。

6 許可後の手続きについて

(1) 許可の更新

解体業又は破砕業は、許可を受けてから5年ごとにその更新を受ける必要があります。

更新申請は、解体業許可申請書（省令様式第五）又は破砕業許可申請書（省令様式第八）に従って作成し、添付書類一覧表の「更新」に示す添付書類を添えて申請して下さい。一部の書類については内容に変更がない場合には省略可能です。

更新期限の満了日までに更新の申請が行われ、更新される前に期限日を越えてしまった場合は、当市の許可もしくは不許可の通知が行われるまでは前の許可は有効です。

(2) 許可の変更届出

解体業者又は破砕業者として許可を受けた者が以下のア又はイの事項に変更があった場合、変更があった日から30日以内に、解体業変更届出書（省令様式第七）又は破砕業変更届出書（省令様式第十一）と誓約書（別紙「誓約書」）ならびに変更に係る書類（変更後のもの）を添付して届出する必要があります。なお、変更届出に際して手数料は不要です。

ア 申請者に係る変更

- (ア) 氏名又は名称および住所（法人にあつては、その代表者の氏名）
- (イ) 事業所の名称および所在地
- (ウ) 次に掲げる者の氏名又は名称および住所
 - a 法人の役員
 - b 法定代理人
 - c 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
 - d 法施行令第5条に規定する使用人

イ 事業所の施設概要の変更

事業所の所在地、施設規模、保管施設の面積および保管容量

(3) 変更の許可申請

破碎前処理事業（圧縮）のみから、破碎の事業の追加を行う場合など、破碎業の事業範囲を変更する場合は、事業を変更する前に、破碎業の事業の範囲の変更許可申請書に、添付書類を添えて許可申請する必要がありますので、廃棄物対策課にお尋ね下さい。

(4) 廃業等の届出

解体業者又は破碎業者として許可を受けた者が、次に掲げる(1)から(5)に該当することとなったときは、その日から30日以内に、解体業廃業等届出書（（使用済自動車の再資源化等に関する法律関連事業者の登録および許可事務等取扱要領で定める様式、以下「様式」という。）（様式第5号）又は破碎業廃業等届出書（様式第6号）で届出て下さい。なお、届出に際して手数料は不要です。

事 由	届 出 者
(1) 死亡した場合	その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合	その法人の代表する役員であった者
(3) 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
(4) 法人が合併および破産以外の理由により解散した場合	その清算人
(5) 許可に係る解体業（破碎業）を廃止した場合	解体・破碎業者であった個人又はその法人を代表する役員

<提出・連絡先>

秋田市環境部廃棄物対策課 産業廃棄物担当

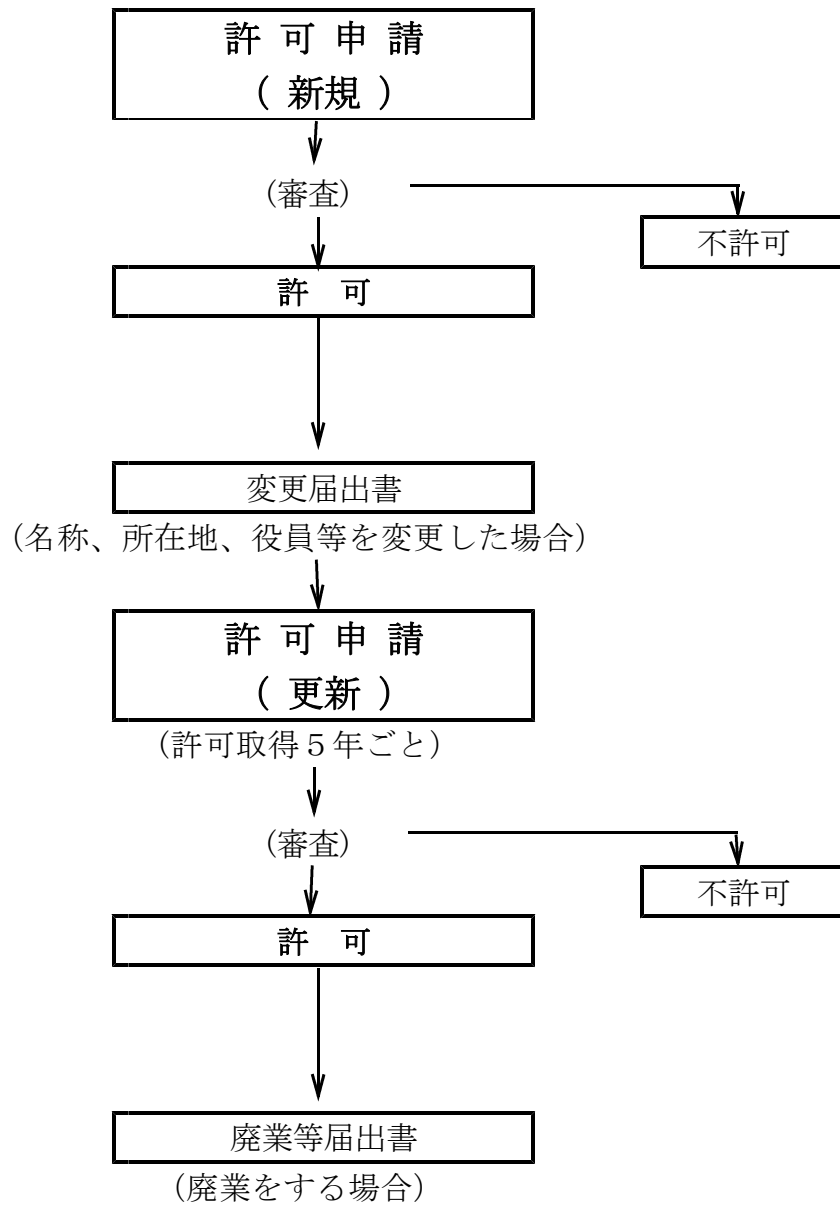
〒010-8560

秋田県秋田市山王一丁目1番1号

電話 : 018-888-5713

FAX : 018-888-5714

許可申請および許可取得後のフロー



解体業許可基準

1 施設に係る基準

(1) 解体を行う場所以外の場所で使用済自動車を保管する場合

- ア 囲いが設けられていること
- イ 範囲が明確であること

(2) 解体を行う場所以外の場所で液体の漏れるおそれのある使用済自動車を保管する場合

- ア 地下浸透防止措置が講じられていること
- イ 油水分離槽および排水溝が設けられていること

(3) 解体を行う場所以外の場所で燃料を回収する場合

- ア 地下浸透防止装置が講じられていること
- イ 「ためます」等と排水溝が設けられていること

(4) 以下の要件を満たす解体作業所を有すること

- ア 廃油と廃液を回収することができる装置を有すること（※1）
- イ 地下浸透防止措置が講じられていること
- ウ 油水分離槽および排水溝が設けられていること（※2）
- エ 床面に雨水等がかからないような施設を有すること
(十分な能力を持つ油水分離槽等がある場合は不要な場合もある)

（※1）標準作業書で適切に回収されることが明らかである場合は不要

（※2）構造上流出のおそれが少なく、かつ標準作業書で必要な措置が講じられることが明らかな場合は不要

(5) 解体を行う場所以外で液体の流出のおそれのある部品を保管する場合

- ア 地下浸透防止措置が講じられていること
- イ 雨水等がかからないような設備を有すること
(保管前に廃油や廃液の流出防止措置がとられることが標準作業書で明らかな場合は不要)

2 能力に係る基準

- (1) 標準作業書を常備し、従事者に周知していること
 - ア 使用済自動車及び解体自動車の保管方法
 - イ 廃油および廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - ウ 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法
(指定回収物及び鉛蓄電池等の回収方法を含む)
 - エ 油水分離装置及びためます等の管理方法
 - オ 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理方法
 - カ 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法
 - キ 使用済自動及び解体自動車の運搬方法
 - ク 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
 - ケ 火災予防上の措置

- (2) 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと

破砕業許可基準

1 施設に係る基準

- (1) みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること
- (2) 破砕前処理を行う場合は、廃棄物が飛散、流出したり、騒音や振動によって生活環境に影響が生じないような措置が講じられている施設を有すること
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合
 - ア 5 t／日以上施設の場、廃棄物処理法第15条の設置許可を受けていること
 - イ 5 t／日以下の施設の場、廃棄物が飛散、流出したり、騒音や振動によって生活環境に影響が生じないような措置が講じられている施設であること
- (4) 解体自動車の破砕を行う場合、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設を有すること
 - ア 汚水の地下浸透を防止するための措置が講じられていること
 - イ 自動車破砕残さを保管に伴い、汚水が生じ、かつ流出のおそれがある場合は、排水処理施設および排水溝が設けられていること
 - ウ 雨水等の流出を防止するため、雨水等がかからなくするような施設を有すること（排水処理施設を有する場合は不要）
 - エ 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること

2 能力に係る基準

- (1) 標準作業書を常備し、従事者に周知していること
 - ア 解体自動車の保管方法
 - イ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
 - ウ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
 - エ 排水処理施設の管理の方法（施設が設置されている場合）
 - オ 破砕を行う場合、自動車破砕残さの保管の方法
 - カ 解体自動車の運搬方法
 - キ 破砕を行う場合、自動車破砕残さの運搬の方法
 - ク 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
 - ケ 火災予防上の措置

- (2) 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと

欠格要件一覧表

イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 浄化槽法及び同法に基づく処分 ・ 大気汚染防止法及び同法に基づく処分 ・ 騒音規制法及び同法に基づく処分 ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく処分 ・ 水質汚濁防止法及び同法に基づく処分 ・ 悪臭防止法及び同法に基づく処分 ・ 振動規制法及び同法に基づく処分 ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び同法に基づく処分 ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく処分 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法に基づく処分 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法第204条（傷害罪） <li style="padding-left: 20px;">第206条（現場助勢罪） <li style="padding-left: 20px;">第208条（暴行罪） <li style="padding-left: 20px;">第208条の2（凶器準備集合罪及び結集） <li style="padding-left: 20px;">第222条（脅迫罪） <li style="padding-left: 20px;">第247条（背任罪） ・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律 </div> <p>に違反し、又はの罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
ニ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条 （第72条において読み替えて準用する場合を含む。） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2 （廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。） </div>

	<p>・浄化槽法第41条第2項</p> <p>の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員^{*1}であった者で当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p>
ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
ト	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへのいずれかに該当するもの
チ	法人でその役員 ^{*1} 又は政令で定める使用人 ^{*2} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ	個人で政令で定める使用人 ^{*2} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

※1 役員とは

業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※2 使用人とは

申請者の使用人で、次ぎに掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

解体業・破砕業添付書類一覧表

	新規		更新		添付書類
	法人	個人	法人	個人	
1	○	○	△	△	解体業、破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し）
2	○	○	△	△	施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は賃貸契約書の写し）
3	○	○	○	○	事業計画書および収支見積書（様式あり）
4		○		○	申請者の ・住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る） ・審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
5	○		○		・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書
6	○		○		役員 ・住民票の写し（又は外国人登録原票記載事項証明書） ・審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
7	○		○		発行済株式総数又は総出資額の 5/100 以上を占める者の・株式数又は出資額 ・住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る） ・審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） ・登記事項証明書（法人株主等の場合）
8	○	○	○	○	本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の ・住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る） ・審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
9	○	○	○	○	申請者が未成年の場合には、法定代理人の ・住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る） ・審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及

					び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)
10	○	○	○	○	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 (様式あり)

○：必ず添付が必要。 △：その内容に変更がなければ、添付を要しない。

※住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る）は、申請日以前3ヶ月前までに発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの（外国人にあっては国籍等）として下さい。

※各種登記事項証明書は、申請日以前3ヶ月前までに発行されたものとして下さい。

※審査するために必要と認められる書類

「法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果等も書類として認められます。

※ 添付書類の省略について

当市における解体業、破砕業それぞれ新規の許可申請の場合、住民票の写し、各種登記事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を提出が必要となります。

しかし、5年以内に以下の許可を受けた方について、当該許可証の提出により省略できるものがあります

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくもの

- (1) 産業廃棄物収集運搬業
- (2) 産業廃棄物処分業
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- (4) 特別管理産業廃棄物処分業
- (5) 産業廃棄物処理施設設置の許可

2 自動車リサイクル法に基づくもの

- (1) 解体業の許可
- (2) 破砕業の許可

（いずれも他自治体の許可でも可。）を受けている方は、その許可証の提出をもって添付書類の一部（4と6から9）を省略することができます。

これらの省略をされる場合は、申請の際に当該許可証の本証（複写不可）を持参し、複写した許可証を申請書に添付して下さい。

※申請書の「標準作業書の記載事項」の欄を、当該標準作業書の全文の写しを添付することにより記入を省略する場合は、当該標準作業書の複写（コピー）を添付して下さい。

※添付書類を省略する場合は、省略した書類の種類とその理由（例：前回申請と内容に変更がないため／許可証を提出したため等）を記載した書類を申請書に添付して下さい。なお、様式は任意の形式でかまいません。

添付書類について

第1 事業所の施設の構造を明らかにする図面等

1 事業所の位置図

周辺の建物の状況等がわかる住宅地図等に朱書きで事業所の位置を明示したもの。なお、複数の事業所がある場合はそれぞれ作成して下さい。

2 事業所内での配置図

事業所内での施設、設備又は事業所等の位置を明示する図面（平面図など）。

3 構造および設備に関する次の図面

- (1) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および配置図。
- (2) 保管施設の平面図、立面図、構造図および保管施設の面積と保管容量（保管台数）の計算書。
- (3) 雨水の排除方法および油水分離施設（設置している場合）についての位置および構造を示した図面。
- (4) 油水分離施設（設置している場合）の設計計算書。
- (5) 騒音対策等を記載したもの（必要に応じて）。
- (6) 保管施設の囲い（門扉）、施錠の方法、表示板の表示予定位置。

※破砕業の申請において、施設が産業廃棄物処理施設の場合は、その許可証の写しを添付することで上記図面等を省略することができます。

第2 事業計画および収支見積書

1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車大型車）を含む。）

- (1) 自動車の引取りから引き渡すまでの流れを説明する内容を記載して下さい。
- (2) 有用物回収品目の取り扱いについて記載して下さい。
- (3) 発生する廃棄物の取り扱いについて記載して下さい。
- (4) 各行程に係る作業人員数や時間について記載して下さい（フロー図等で）。

2 解体業にあつては使用済自動車（破砕業にあつては解体自動車）等の引取実績および計画

- (1) 現在までの引取実績について記載して下さい。

3 解体（破砕）実績

4 解体（破砕）能力

5 使用済自動車（解体自動車）の保管の状況

※保管量の上限を超過して保管している場合は、別紙の処理計画、詳細収支見積書および資産に関する調書を記入し、直近3年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書および納税証明書）を添付して提出して下さい。

6 年間収支見積書

第3 その他証明書等

1 住民票の写し

申請日以前3ヶ月前までに発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの（外国人にあつては国籍等）として下さい。

2 法人の登記事項証明書

申請日以前3ヶ月前までに発行されたものとして下さい。

3 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

証明書の発行手続は、最寄りの法務局・地方法務局（支局・出張所を含む。）にお尋ねください。

→（秋田地方法務局ホームページへのリンク）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/akita/static/koseki.htm>

【参考】

- 「（秋田）地方法務局」では、直接窓口で手続を行う必要があります。

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎

秋田地方法務局戸籍課

TEL 018-862-6531（代表）

- 郵送で申請する場合は、「東京法務局」のみの取扱いとなります。

〒102-8226

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局後見登録課

TEL 03-5213-1360

解体業許可申請チェックリスト

(申請書関係)

項 目	確認
申請書は正本1部作成されているか。	
申請者もしくは行政書士が直接来課して申請しているか。	
行政書士の来課の場合は、作成した書類の末尾や欄外に作成の年月日を附記し、行政書士名を記名して職印が押印されているか（申請者名との併記でも可。）。	
申請書は定められた様式を使用しているか。 (規則第55条)	
申請者の住所、氏名等が記載されているか。 (法第61条第1項第1号) ※記名押印又は申請者本人の署名（印鑑不要）のどちらでも可。	
解体業を行う事業所の名称・所在地が記載されているか。 (法第61条第1項第2号) ※複数の事業所を有する場合は全ての事業所を記入すること。	
事業の用に供する施設の概要が記載されているか。 (法第61条第1項第5号) ※複数の事業所を有する場合は事業所ごとに施設の概要を記入すること。 保管場所、燃料採取場所、解体作業場、部品保管場所、その他解体業に使用する施設の概要（面積、構造等）が記載されているか。 ※申請書記載例に示す施設の概要を記入すること。 (規則第57条第1項第1号)	
他に解体業又は破砕業の許可を有している場合にあっては、その都道府県・市名、許可番号がすべて記載されているか。 (規則第55条第4項第2号) ※申請中の場合にあっては、申請年月日を記載すること。	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合にあっては、その都道府県・市名、許可番号がすべて記載されているか。 (規則第55条第4項第2号) ※申請中の場合にあっては、申請年月日を記載すること。	
解体業を行おうとする事業所以外での場所で使用済自動車又は解体自動車の積替又は保管を行う場合には、その場所の所在地、面積および保管量の上限が記載されているか。 (規則第55条第4項第3号)	
申請者が法人である場合には、役員(*)の氏名および住所が記載されているか。 ※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含みます。 (法第61条第1項第3号)	
令第5条に規定する使用人(*)がいる場合は、その者の氏名および住所が記載されているか。 (法第61条第1項第4号) ※使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。 ①本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事業所又は従たる事業所） ②①に掲げるもののほか、継続的に事業を行うことができる施設を有する場	

所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(申請書関係)

項 目	確認
<p>申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名および住所が記載されているか。 (法第61条第1項第4号)</p>	
<p>申請者が法人である場合は、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所および保有する株式の数又は出資の金額が記載されているか。 (規則第55条第4項第4号)</p>	
<p>標準作業書に関する内容が記載されているか。 ※標準作業書の写し(コピー)を添付することで省略することができる。 (規則第55条第4項第1号)</p>	
<p>使用済自動車および解体自動車の保管の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(1))</p>	
<p>廃油および廃液の回収、事業所からの流出の防止および保管の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(2))</p>	
<p>使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品および鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(3))</p>	
<p>油水分離装置およびためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(4))</p>	
<p>使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車および指定回収物品を除く。)の処理の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(5))</p>	
<p>使用済自動車又は解体自動車から分離した物品、材料その他の有用なものの保管の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(6))</p>	
<p>使用済自動車および解体自動車の運搬の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(7))</p>	
<p>解体業の用に供する施設の保守点検の方法が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(8))</p>	
<p>火災予防上の措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号イ(9))</p>	

(添付書類)

項 目	確認
<p>1. 解体業の用に供する施設（積替又は保管場所を含む）の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図が添付されているか。 (規則第55条第1項第1号)</p>	
<p>事業場付近の見取り図が添付されているか。 事業場内の配置図が添付されているか。 使用済自動車等の保管場所、燃料抜取場所、解体作業場、取り外し部品の保管場所、その他事業に使用する施設の図面および設計計算書が添付されているか。 ※申請書に記載した事業の用に供する施設等がすべて含まれているか。</p>	
<p>2. 施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類が添付されているか。 (規則第55条第1項第2号)</p> <p>※土地の登記事項証明書等（賃貸の場合、賃貸契約書の写しなど）を添付すること。</p>	
<p>3. 事業計画を記載した書類が添付されているか。(様式あり) (規則第55条第1項第3号)</p>	
<p>事業の全体計画、業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う品目（乗用車、大型車）が記載されているか。 申請年度の計画および過去3年間の使用済自動車等の引取実績が記載されているか。 過去3年間の解体実績（年間処理台数、年間稼働日数、平均処理実績）が記載されているか。 解体能力（一日あたり処理能力、稼働予定日数等）が記載されているか。 使用済自動車、解体自動車の保管状況（保管量の上限、現在保管量）が記載されているか。</p>	
<p>4. 収支見積を記載した書類が添付されているか。(様式あり) (規則第55条第1項第4号)</p>	
<p>申請年度の見込みおよび前年度の決算を記載した書類が添付されているか。 ※前年度の決算については、貸借対照表、損益計算書や確定申告書の写しなど、記載内容の根拠となる資料を添付すること。</p>	
<p>5. 申請者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る）。以下同じ。）および成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 (規則第55条第1項第5号)</p>	
<p>6. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為および登記事項証明書が添付されているか。</p>	
<p>7. 申請者が法人である場合は、法第61条第1項第3号に規定する役員（相談役、顧問、経営に関し役員と同等以上の権限を有するもの等を含む）の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 (規則第55条第1項第6号)</p>	

(添付書類)

項 目	確認
8. 申請者が法人である場合は、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*又は法人の登記事項証明書が添付されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第55条第1項第7号)</p>	
9. 令第5条に規定する使用人がいる場合は、その者の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第55条第1項第8号)</p>	
10. 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第55条第1項第9号)</p>	
11. 法第62条第1項第2号イからヌに該当しないことを誓約する書面が添付されているか。(様式あり) ※記名押印又は申請者本人の署名(印鑑不要)のどちらでも可。 <p style="text-align: right;">(規則第55条第1項)</p>	

*「法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果も書類として認められます。

(標準作業書)

項 目	確認
規則に定める事項を記載した標準作業書を常備し、従業者に周知しているか。 ※標準作業書の写しを添付すること。 <p style="text-align: right;">(規則第55条第1項第2号)</p>	
使用済自動車および解体自動車の保管の方法が記載されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第57条第1項第2号イ(1))</p>	
廃油および廃液の回収、事業所からの流出の防止および保管の方法が記載されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第57条第1項第2号イ(2))</p>	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品および鉛蓄電池の回収の方法を含む。)が記載されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第57条第1項第2号イ(3))</p>	
油水分離装置およびためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。) <p style="text-align: right;">(規則第57条第1項第2号イ(4))</p>	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車および指定回収物品を除く。)の処理の方法が記載されているか。 <p style="text-align: right;">(規則第57条第1項第2号イ(5))</p>	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管	

の方法が記載されているか。	(規則第57条第1項第2号イ(6))
使用済自動車および解体自動車の運搬の方法が記載されているか。	(規則第57条第1項第2号イ(7))
解体業の用に供する施設の保守点検の方法が記載されているか。	(規則第57条第1項第2号イ(8))
火災予防上の措置が記載されているか。	(規則第57条第1項第2号イ(9))

(標準作業書と施設に係る基準の整合)

項 目	確認
施設に係る基準において、ただし書きの規定により施設を整備している場合は、ただし書きの規定に掲げる必要な措置を講じる旨を標準作業書に記載しているか。 (規則第57条第1項)	
保管施設の床面が鉄筋コンクリート構造でない場合は、廃油および廃液の地下浸透を防止するための措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第1号ロ)	
保管施設に油水分離装置等を設置しない場合は、廃油の事業所からの流出を防止するための措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第2号ロ)	
解体作業場に廃油、廃液回収装置を設置しない場合は、廃油、廃液が適切かつ確実に回収されることが記載されているか。 (規則第57条第1項第1号ニ(1))	
解体作業場に油水分離装置等を設置しない場合は、廃油の事業所からの流出を防止するための措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第1号ニ(4))	
取り外し部品保管設備の床面が鉄筋コンクリート構造でない場合は、廃油および廃液の地下浸透を防止するための措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第1号ホ)	
取り外し部品保管設備に屋根、覆い等を設置しない場合は、廃油および廃液の地下浸透を防止するための措置が記載されているか。 (規則第57条第1項第1号ホ)	

破砕業許可申請チェックリスト

(申請書関係)

項 目	確認
申請書は正本1部作成されているか。	
申請者もしくは行政書士が直接来課して申請しているか。	
行政書士の来課の場合は、作成した書類の末尾や欄外に作成の年月日を附記し、行政書士名を記名して職印が押印されているか（申請者名との併記でも可。）。	
申請書は定められた様式を使用しているか。 (規則第60条)	
申請者の住所、氏名等が記載されているか。 (法第68条第1項第1号) ※記名押印又は申請者本人の署名（印鑑不要）のどちらでも可。	
破砕業を行う事業所の名称・所在地が記載されているか。 (法第68条第1項第3号) ※複数の事業所を有する場合は全ての事業所を記入すること。	
事業の用に供する施設の概要が記載されているか。 (法第68条第1項第6号) ※複数の事業所を有する場合は事業所ごとに施設の概要を記入すること。 保管場所、破砕・破砕前処理施設、自動車破砕残さの保管場所、その他破砕業に使用する施設の概要（面積、構造等）が記載されているか。 ※申請書記載例に示す施設の概要を記入すること。 (規則第60条第1項第1号)	
破砕処理施設にあって廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日および許可番号が記載されているか。 (規則第60条第4項第4号)	
他に解体業又は破砕業の許可を有している場合にあっては、その都道府県・市名、許可番号がすべて記載されているか。 (規則第60条第4項第2号) ※申請中の場合にあっては、申請年月日を記載すること。	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合にあっては、その都道府県・市名、許可番号がすべて記載されているか。 (規則第60条第4項第2号) ※申請中の場合にあっては、申請年月日を記載すること。	
破砕業を行おうとする事業所以外での場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替又は保管を行う場合には、その場所の所在地、面積および保管量の上限が記載されているか。 (規則第60条第4項第3号)	
申請者が法人である場合には、役員(*)の氏名および住所が記載されているか。 ※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。 (法第68条第1項第4号)	

(申請書関係)

項 目	確認
<p>令第5条に規定する使用人(*)がいる場合は、その者の氏名および住所が記載されているか。 (法第69条第1項第4号)</p> <p>※使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。</p> <p>①本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事業所又は従たる事業所) ②①に掲げるもののほか、継続的に事業を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>	
<p>申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名および住所が記載されているか。 (法第69条第1項第5号)</p>	
<p>申請者が法人である場合は、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名、住所および保有する株式の数又は出資の金額が記載されているか。 (規則第60条第4項第5号)</p>	
<p>標準作業書に関する内容が記載されているか。 (規則第60条第4項第1号)</p> <p>※標準作業書の写し(コピー)を添付することで省略することができる。</p>	
<p>解体自動車の保管の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(1))</p>	
<p>解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(2))</p>	
<p>解体自動車の破砕処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕処理の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(3))</p>	
<p>排水処理施設の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(4))</p>	
<p>解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(5))</p>	
<p>解体自動車の運搬の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(6))</p>	
<p>解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(7))</p>	
<p>破砕業の用に供する施設の保守点検の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(8))</p>	
<p>火災予防上の措置が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(9))</p>	

(添付書類)

項 目	確認
<p>1. 破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図が添付されているか。</p> <p style="text-align: right;">(規則第60条第1項第1号)</p> <p>※当該施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設の場合は省略できる。</p>	
<p>事業場付近の見取り図が添付されているか。</p> <p>事業場内の配置図が添付されているか。</p> <p>解体自動車等の保管場所、破碎・破碎前処理施設、自動車破碎残さの保管場所、その他事業に使用する施設の図面および設計計算書が添付されているか。</p> <p>※申請書に記載した事業の用に供する施設等がすべて含まれているか。</p> <p>※破碎・破碎前処理施設にあつては、生活環境保全上支障がない旨の計算書等を添付すること。</p>	
<p>2. 施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類が添付されているか。</p> <p style="text-align: right;">(規則第60条第1項第2号)</p> <p>※土地の登記事項証明書等（賃貸の場合、賃貸契約書の写しなど）を添付すること。</p>	
<p>3. 事業計画に記載した書類が添付されているか。（様式あり）(規則第60条第1項第3号)</p> <p>事業の全体計画、業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う品目（乗用車、大型車）が記載されているか。</p> <p>申請年度の計画および過去3年間の使用済自動車等の引取実績が記載されているか。</p> <p>過去3年間の解体実績（年間処理台数、年間稼働日数、平均処理実績）が記載されているか。</p> <p>破碎能力（一日あたり処理能力、稼働予定日数等）が記載されているか。</p> <p>解体自動車の保管状況（保管量の上限、現在保管量）が記載されているか。</p>	
<p>4. 収支見積を記載した書類が添付されているか。（様式あり）(規則第60条第1項第4号)</p> <p>申請年度の見込みおよび前年度の決算を記載した書類が添付されているか。</p> <p>※前年度の決算については、貸借対照表、損益計算書や確定申告書の写しなど、記載内容の根拠となる資料を添付すること。</p>	
<p>5. 申請者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る）以下同じ。）および成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。</p> <p style="text-align: right;">(規則第60条第1項第5号)</p>	
<p>6. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為および登記事項証明書が添付されているか。</p> <p style="text-align: right;">(規則第60条第1項第6号)</p>	

(添付書類)

項 目	確認
7. 申請者が法人である場合は、法第61条第1項第3号に規定する役員（相談役、顧問、経営に関し役員と同等以上の権限を有するもの等を含む）の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 (規則第60条第1項第7号)	
8. 申請者が法人である場合は、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*又は法人の登記事項証明書が添付されているか。 (規則第60条第1項第8号)	
9. 令第5条に規定する使用人がいる場合は、その者の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 (規則第60条第1項第9号)	
10. 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しおよび成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*が添付されているか。 (規則第60条第1項第10号)	
11. 法第62条第1項第2号イからヌに該当しないことを誓約する書面が添付されているか。(様式あり) ※記名押印又は申請者本人の署名（印鑑不要）のどちらでも可。 (規則第60条第1項)	

*「法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果も書類として認められます。

(標準作業書)

項 目	確認
規則に定める事項を記載した標準作業書を常備し、従業者に周知しているか。 ※標準作業書の写しを添付すること。 (規則第62条第1項第2号)	
解体自動車の保管の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(1))	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(2))	
解体自動車の破砕処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕処理の方法が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(3))	
排水処理施設の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）が記載されているか。 (規則第62条第1項第2号イ(4))	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法が記載さ	

れているか。	(規則第62条第1項第2号イ(5))
解体自動車の運搬の方法が記載されているか。	(規則第62条第1項第2号イ(6))
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法が記載されているか。	(規則第62条第1項第2号イ(7))
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法が記載されているか。	(規則第62条第1項第2号イ(8))
火災予防上の措置が記載されているか。	(規則第62条第1項第2号イ(9))